

令和6年度京都御苑桂宮邸跡等における標識多言語解説文作成等業務 仕様書

1. 件名

令和6年度京都御苑桂宮邸跡等における標識多言語解説文作成等業務

2. 適用

本仕様書は令和6年度京都御苑桂宮邸跡等における標識多言語解説文作成等業務（以下「本業務」という。）に適用し、業務の履行にあたっては以下の観光庁ウェブサイト「【英語】地域観光資源の多言語解説整備支援事業」に掲載される最新のガイドライン等を参照するものとする。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/tagengo_eng.html

3. 業務の目的

京都御苑における標識の英語解説文の作成・修正及び多言語解説文の翻訳を行い、インバウンドに対応したわかりやすい解説文の作成を行う。

4. 業務の内容

(1) 英語解説文の作成

令和5年度京都御苑桂宮邸跡等標識整備実施設計業務にて作成した日本語解説文及び現地取材等を参考に、英語ネイティブスピーカーの目線で旅行者にとって分かりやすく魅力的な英語解説文の執筆・編集・校閲を行うこと。また、執筆者及び校閲者は英語ネイティブ人材または実用英語技能検定1級相当の資格を有する人材を確保すること。なお、執筆者と校閲者を1名で兼務することはできない。校閲（スタイルチェック）まで済ませた原稿案について、環境省（本省）が別業務にて確保する校閲者の確認を受けること。初回確認は2週間程度、2回目確認は1週間程度を必要期間として見込んでいるため、納品までのスケジュール管理に留意すること。

作成する解説文のテーマは以下のとおり。日本語解説文は別紙1参照。

桂宮邸跡：4テーマ（桂宮邸跡の概要・桂宮邸の歴史・桂宮邸の建築物・桂宮邸の庭園）

1テーマあたり375単語程度とする。

雨庭：1テーマ（雨庭の概要）300単語程度

(2) 英語解説文の監修

4.（1）及び平成30年度地域観光資源の多言語解説整備支援事業にて作成した英語解説文について、有識者等に監修を依頼し、事実関係等の確認を行う。監修依頼を行う有識者等は発注者より指示するとともに、謝金は、1回（2時間程度）あたり17,800円/人を必要に応じて支給する（3回程度を想定）。英語解説文を確認し、事実誤認等があった場合は、修正・校閲を行う。

・4.（1）の英語解説文

・平成30年度地域観光資源の多言語解説整備支援事業の英語解説文

（参考）平成30年度地域観光資源の多言語解説整備支援事業（管理番号812-831）

https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/content/001473856.pdf

(3) 英語解説文の多言語翻訳

4.(1)及び4.(2)で作成した英語解説文を2カ国語(中国語(簡体字)、韓国語)に翻訳する。なお、ネイティブチェックを実施すること。

(4) 打合せ

- ① 業務着手前 1回
- ② 中間打合せ 1回
- ③ 業務完了時 1回

(5) 報告書の作成

上記(1)～(4)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

5. 貸与資料

令和5年度京都御苑桂宮邸跡等標識整備実施設計業務 報告書

6. 業務履行期限

契約締結日から令和6年10月30日まで

7. 成果物

紙媒体：報告書 1部(A4判)

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省自然環境局 京都御苑管理事務所 庭園科

8. 著作権等の取扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

10. その他

- (1) 受注者は本特記仕様書に疑義が生じたとき、また本特記仕様書により難い事由が生じたとき及び本特記仕様書に記載のない細部事項について必要と認めたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は現地調査等計画地内の調査にあたっては、周辺自然環境に悪影響を与えないよう十分配慮すること。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針210頁、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針191頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

ただし、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
 - ・イラストレーター
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

テーマ	内容
桂宮邸跡の概要	<p>京都御苑北部に位置する桂宮邸跡(桂宮家今出川屋敷)は、江戸時代から続いた桂宮家の屋敷跡です。桂宮家(八条宮家、京極家)は、閑院宮家、伏見宮家、有栖川宮家と並ぶ四親王家のひとつで、初代八条宮智仁親王は別邸として桂離宮(桂御所)を造営しています。この本邸にも、泉や茶屋があったと伝わりますが、度重なる火災や改修を経て、現在は築地塀と御門のほか、園池の遺構だけが残ります。現在、園池には水は張られていませんが、蛇行する流れと広い池跡には石橋が残り、中島やさまざまな庭石などが配されています。宮庭庭園や公家の文化を詳しく知る上で、学術的にも重要な庭園です。</p> <p>明治25～27(1892～94)年に描かれた絵図面「桂宮総図」(宮内庁書陵部蔵)をもとに、往時の建物の一部について間取りを再現し、令和4年5月より公開しています。</p>
桂宮邸の歴史	<p>現在の桂宮邸跡の敷地には、八条宮家初代智仁親王の時期である慶長十年(一六〇五)以降、八条宮家(後に京極宮家、桂宮家となる)の邸宅や庭園が営まれていました。</p> <p>現存する庭園遺構については、古図や「桂宮日記」の記述等の検討、及び発掘調査の結果、孝明天皇の時代、嘉永七年(一八五四)四月六日の内裏炎上後に行われた安政度内裏造営に伴い、桂宮邸が仮内裏に充てられる際に作庭されたものであることが確認されています。この庭園は、現存する宮廷の庭の遺構として貴重なものとなっています。</p> <p>その後、明治十四年(一八八一)に桂宮淑子(すみこ)内親王の死去によって桂宮家は途絶え、邸宅は宮内省(庁)の管理となり、主要な建物は明治二十六年(一八九三)から二十七年(一八九四)にかけて二条城本丸内に移築され、現在、二条城本丸御殿の一部として国の重要文化財に指定されています。跡地には宮内庁職員官舎や宿泊施設が建てられましたが、平成十九年(二〇〇七)にそれらは撤去され、旧桂宮邸跡地として環境省に移管されました。</p>
日本語解説文 桂宮邸の建築物	<p>桂宮邸は、嘉永7年(1854)内裏炎上の際に延焼をまぬがれ、孝明天皇の仮内裏に使用されました。桂宮邸の御殿については、江戸時代よりいくつかの絵図面が残っていますが、明治25～27年(1892～94)に描かれた「桂宮総図」(宮内庁書陵部蔵)には、敷地東側に孝明天皇の仮御所となった「御常御殿(天皇の私的空間)」とその西に「御書院(天皇の公的空間)」、北東には「御湯殿」が、南側には園池とそれらを区切る築地塀が、高い精度で描かれています。</p> <p>平成28年(2014)の遺構調査に基づいて御常御殿建物位置(南東隅)が推定され、実測図と「桂宮総図」との重ね合わせにより、江戸時代末期の内裏造営に伴う桂宮邸建物群の配置が判明しました。桂宮邸の主要部分の玄関及び雁之間・御書院・台所・御常御殿の4棟は、明治26～27年(1893～94)にかけて、配置や用途を一部変更して、二条城本丸内に移築されています。</p>
桂宮邸の庭園	<p>○桂宮邸の庭園</p> <p>これまでの調査によって、現在の庭園遺構は、孝明天皇仮内裏造営時、嘉永7年(1854)の作庭であることが確かめられています。この庭園には、「御常御殿(天皇の私的空間)」と「御書院(天皇の公的空間)」の間に築地塀があり、それぞれの建物に対応した「流れ」と「園池」として、役割の異なる二つの庭園から構成されています。流れの一部には、宮廷の庭の特徴である「州浜遺構」も確認されました。</p> <p>古絵図との比較によって、庭園内の構造物(築地塀や建造物等)は失われていますが、園池や石積等の地割は良好に遺存していることがわかります。この庭園の作庭については『桂宮日記』などの文献資料が多数残されています。</p> <p>○桂宮日記(宮内庁書陵部蔵) 元禄元年(1688)から明治19年(1886)まで、代々の家来が書き継いだ600冊を超える日記です。庭園の作られた日付や植えられた樹木の費用なども記録されています。</p>
雨庭の概要	<p>雨庭とは、屋根や水を浸透させない舗装面などに降った雨水を集め、一時的に貯める浅い窪地などを備え、地下にゆっくり浸透させる仕組みを持った緑地です。</p> <p>これは、健全な雨水循環に伴う自然が有する多様な機能を活かすために、大雨災害など一側面から雨水を悪者扱いをするのではなく、都市生活における環境保全にも役立て、有効活用しようとする「グリーンインフラ」の考え方に基づくものです。</p> <p>もともと雨の多い日本では、大雨に対応した歴史的な建築と敷地の計画が見られます。禅寺の枯山水庭園は豪雨時の貯留・浸透機能に優れており、例えば京都御苑の地形的に上流にあたる相国寺の裏方丈庭園の枯流れは、400mmを超える豪雨でもあふれない性能を有することが確かめられています(伝統的雨庭研究会)。</p>